明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一三）　二
〔省　令〕
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務六六）　四
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務四五）　五
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同四六）　五
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九九）　五
○特別児童扶養手当証書の様式を定める省令を廃止する省令（同一〇〇）　三
〔告　示〕
○日高山脈襟裳国定公園の指定を解除する件（環境四三）　二四
○日高山脈襟裳十勝国立公園を指定する件（同四四）　二四
○日高山脈襟裳十勝国立公園の公園計画を決定する件（同四五）　二五
○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域を指定する件（同四六）　二六
○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別保護地区を指定する件（同四七）　二九
○日高山脈襟裳十勝国立公園の指定植物を指定する件（同四八）　三〇
○日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（同四九）　三一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六一
会社その他
会社決算公告　六二

府令・省令

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第七条**　前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 一　自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか ［イ・ロ　略］	（本人確認書類） **第七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］